

鹿県中体連発 80 号

平成 31 年 3 月 29 日

各市町村教育委員会教育長 様

鹿児島県中学校体育連盟  
会 長 野 田 浩 一



「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する鹿児島中学校体育連盟の対応」のお知らせ（通知）

時下、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。かねてから県中体連の活動に対し、格別の御支援・御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成 31 年 3 月 29 日付け文書「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する鹿児島県中学校体育連盟の対応」（鹿県中体連発 81 号）を別添にてお知らせいたします。運動部活動の場から暴力・体罰・セクハラ等が一掃され、生徒たちが安心して仲間とともに主体的に取り組み、健全に生徒たちが成長する場となりますよう、本通知文内容をご理解いただき、貴下の関係各位への周知方をよろしくお願いいたします。

なお、ご質問等に対しては（公財）日本中学校体育連盟「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（再送）」（平成 30 年 3 月 30 日付け）に添付されている Q&A を参考にさせていただくか、本連盟事務局までご連絡ください。

《 問い合わせ先 》

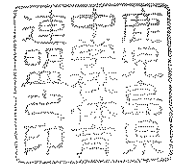
〒 891-0112 鹿児島市魚見町 120-2

鹿児島市立東谷山中学校内

鹿児島県中学校体育連盟事務局

理事長 岩崎 宏志 ☎ 099-268-4821

## 運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する鹿児島県中学校体育連盟の対応

平成31年3月29日  
鹿児島県中学校体育連盟

運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」）が大きな社会問題となっており、これらの根絶に向けた取組が、文部科学省・スポーツ庁をはじめとした各関係機関においてなされている。

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学校全体の雰囲気をも明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。これまで、各中学校の運動部活動顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止について取り組んできたものと考えている。

本連盟は、(公財)日本中学校体育連盟「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（通知）」(平29日中体第356号 平成29年11月29日付け)に準じて、監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

## 記

- 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件  
鹿児島県中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、コーチ等（以下「指導者等」）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。  
なお、懲戒処分規定が及ばない外部コーチは、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を鹿児島県中学校総合体育大会各競技大会要項に記載する。

鹿児島県中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、コーチ等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」）により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

- 2 本連盟による対応・処置の対象となる者  
各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者
- 3 本連盟の対応
  - (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった学校職員は、本連盟における全ての役職を停止する。  
※ 後任の補充は、本連盟が中心となり関係機関と相談し選出することを基本とする。
  - (2) 暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった学校職員及び校長から指導措置を受けた外部の指導者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等の登録を禁止する。
- 4 判定及びその時期  
当該校の校長が懲戒処分を確認した時点
- 5 期間
  - (1) 違反行為1回目  
校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする。
  - (2) 違反行為2回目  
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。
- 6 本対応は、平成31年4月1日より施行適用する。
- 7 その他  
本対応に関し、(公財)日本中学校体育連盟「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応（再送）」(平成30年3月30日付け)に添付されているQ&Aを参考資料とする。

## Q&A (2)

1. 平成30年4月1日からの適応になる際に、例として平成30年1月に処分を受けたものに対しては、どのような対応になるか？（指導者としての資格停止になるか？）  
A. A5の③→資格停止にはなりません。

2. 全員部活動の学校は、全教職員が顧問として割り当てられているが、それでも当該指導者となった場合にはできなくなるのか。  
A. A5の④→日本中体連の役職、全中大会の引率者・監督にはなれないが、各校における日々の指導を禁止するものではありません。

3. 「本対応は、平成30年4月1日より施行適用」とあるが、それ以前の暴力等が発覚した場合、どう対応するのか。  
A. A5の③→懲戒処分が発令され、当該校の校長が確認した時点が、平成30年4月1日以降のものが適用されます。

4. 「（当該指導者が）勤務先（所、校）や立場等が変更になっても、本ルールが継続して適応」とあるが、当該指導者であることは、具体的にはどのような書類（文書）に明記されるのか。（履歴書等人事異動の際にわかるようにしていないと、学校に当該指導者が何名かいるとなった場合に、顧問の割り当て等で困難が生じ、登録ができない期間、他の教員に負担がかかってしまうというような状況も懸念される。）  
A. 校長による引き継ぎをお願いします。  
A5の④→日本中体連の役職、全中大会の引率者・監督にはなれないが、各校における日々の指導を禁止するものではありません。  
全中大会への出場となった場合は、対応が必要となります。

5. 「登録ができない」「顧問ができない」となった場合、その当該指導者のことが、他の教員や、場合によっては保護者、地域の人にも知られる可能性がある。プライバシーや個人情報については、どう考えているのか。  
A. 運動部活動にかかわる暴力等の根絶・防止をねらいとしています。社会的な責任面からも必要な対応と考えています。

6. 通常の教育活動上における生徒指導場面において、暴力・体罰・セクハラ等で懲戒処分を受けたとしても、部活動指導者としての業務を継続して行えると解釈してよいのか。  
A. A9→部活動にかかわる場面での暴力等についての行為への対応が対象です。

7. 懲戒処分決定の通知は、暴力等の発覚からかなりの日数を経て決定するが、それまでの期間は、通常通り部活動指導者としての業務を行えるのか。  
A. 校長の判断によります。

8. 外部指導者について、「委嘱」ということは、その者をお願いをして頼むことに当たるので、委嘱する側の「指導」は、できないのではないか。その場合は、役を辞していただくしかないのではないか。  
A. 校長の判断です。  
A5の④→日本中体連の役職、全中大会の引率者・監督にはなれないが、各校における日々の指導を禁止するものではありません。

9. 条件・対応にある暴力等の等、及び要項の「引率者及び監督」の項に記載されてある暴力・体罰・セクハラ等の等は何を示すのか。あいまいな表現は避けたいがよくないか。

A. 「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月・文科省) P8⑥、P11に記載されています「体罰等」に示されている発言、パワハラなど。

10. 教職員で懲戒処分は受けていないが指導措置(文書訓告、口頭訓告等)を受けている職員についてはどうなるのか。外部の指導者は、校長から暴力等の指導措置を受けていないこととするとあるが、教職員は懲戒処分に限定し、外部指導者は指導措置となるのか。

A. A5の②→法に定めている「戒告、減給、停職、免職」である。  
外部指導者に対する校長の責任及び権限と考えます。

11. 施行適用日が平成30年4月1日になっているが、平成28・29年度に懲戒処分を受けている教員等はどうなるのか。また、適用日までに2回以上の懲戒処分を受けているものはどうなるのか。さらに、適用日までに1回の懲戒処分を受けているものが適用日以降に懲戒処分を受けた場合、2回目となるのか。

A. 平成30年3月31日までの処分についてはカウントしません。  
A5の③→平成30年4月1日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。

12. 施行適用日以降の懲戒処分を対象とした場合、体罰の事案発生は、平成29年度内であったが、懲戒処分が行われたのは施行適用日以降であった場合はどうなるのか。

A. A1の前半部にある記述内容で適用されます。→当該校の校長が任命権者又は学校設置者から、当指導者に対する懲戒処分確定の通知を受けた日を起算日とする。

13. 校長の懲戒処分の確認の仕方はどうするのか。転勤があった場合、前任校での懲戒処分の内容は履歴書で確認できるが、部活動中の暴力等によるものかどうかは把握できない。校長間の引継ぎをもって確認したとするのか。

A. 校長間の引き継ぎでの確認をお願いします。また、必要な場合は本人確認も行う。

14. 校長が監督となる場合もあるが、部活動指導等の暴力等で所属校の教員が懲戒処分を受けた際の管理監督責任を問われた管理職の扱いはどうなるのか。

A. 顧問等の指導者本人の行為への対応であり、校長の管理監督責任への対応はありません。

15. 平成30年4月1日以前の事案については、今回の対応には適応外であると考えられるがそれでよいか。

A. A5の③→平成30年4月1日以降に処分を受けた場合であり、その日までに処分を受けた者は、今回の対応には当てはまらない。

16. 外部指導者については、校長からの指導措置とあるが、校長はどのように判断すればよいか、体罰のとらえ方の判断基準が曖昧ではないか。

A. 「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月・文科省) P8⑥、P11に記載されています「体罰等」に示されている発言、パワハラなど。